

平成27年 4 月 1 日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可に関し、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議したうえで、名護市家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(乳児室及びほふく室の面積基準)

第4条 条例第43条第1項で規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）によるものとする。

(屋外遊戯場)

第5条 条例第22条第1項第5号、第28条第1項第4号及び第43条第1項第5号に規定する屋外遊戯場等は、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に設けることができる。

- (1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)に掲げる要件を満たすこと。

(実務を担当する幹部職員)

第6条 法第34条の15第3項第3号に規定する「社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるいずれかに該当することをいう。

- (1) 児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有すること。
- (2) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により都道府県知事又は市町村長から証明書の交付を受けた施設で2年以上勤務した経験を有すること。
- (3) 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けた施設及びこれと同等と認められる施設で2年以上勤務した経験を有すること。

(経済的基礎等)

第7条 法第34条の15第3項第1号に規定する「経済的基礎等があること」とは、次の各号全てに該当することをいう。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ア 建物賃貸借期間が賃貸借契約において、10年以上とされている場合
 - イ 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
 - ウ その他市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断した場合
- (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を実施する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない場合等の財務内容が適正であること。

(子ども・子育て会議の意見聴取)

第8条 市長は、法第34条の15第4項の規定により家庭的保育事業等の設置を認可しようとするときは、あらかじめ名護市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(事業の認可)

第9条 市長は第3条の規定によりなされた申請について、法第34条の15第5項の規定により認可するときは、当該申請を行った者に対し名護市家庭的保育事業等認可通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、第3条の規定によりなされた申請について、認可しなかったときは、法第34条の15第6項の規定により理由を付して、当該申請を行った者に対し名護市家庭的保育事業等認可不承認通知書（様式第3号）により通知する。

（廃止又は休止）

第10条 法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、同条第7項の規定により、家庭的保育事業等の運営を廃止又は休止（以下「廃止等」という。）の承認を受けようとするときは、原則として家庭的保育事業等の運営を廃止等しようとする日の6月以上前までに市長と事前協議を行わなければならない。

2 事業実施者は、前項に定める事前協議を行った後に、家庭的保育事業等の運営を廃止等しようとする日の3月前までに名護市家庭的保育事業等（廃止・休止）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定によりなされた申請を承認するときは、事業実施者に対し名護市家庭的保育事業等（廃止・休止）承認通知書（様式第5号）により通知する。

4 市長は、第2項の規定によりなされた申請を承認しなかったときは、事業実施者に対し名護市家庭的保育事業等（廃止・休止）不承認通知書（様式第6号）により通知する。

（認可事項の変更）

第11条 事業実施者は、省令第36条の36第3項又は省令第36条の36第4項により認可事項に変更があったときは、名護市家庭的保育事業等認可事項変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定によりなされた届出について、事業実施者に対し名護市家庭的保育事業等認可事項変更届受理書（様式第8号）を交付するものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の規定に基づく事業実施者の申請その他の準備行為は、施行前においても行

うことができる。

（実務を担当する幹部職員の特例）

- 3 待機児童対策特別事業における認可化移行支援事業を実施している者は、第6条の規定にかかわらず、法第34条の15第3項第3号に規定する社会福祉事業に関する知識又は経験を有する者とみなす。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。